

4 平成23年発生災害に係る激甚災害の指定

平成23年に発生した災害のうち、「激甚災害指定基準（本激）」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の措置が適用される災害として、「東日本大震災」が平成23年3月13日政令第18号（平成23年5月2日政令第124号をもって「東北地方太平洋沖地震」から名称を改めた）、「7月24日から8月1日までの間の豪雨による災害」が平成23年8月24日政令第263号、「8月29日から9月7日までの間の暴風雨（台風第12号）及び豪雨による災害」が平成23年9月26日政令第299号をもってそれぞれ指定された。

また、「局地激甚災害指定基準（局激）」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に該当し、激甚法の措置が適用される災害として、「平成22年10月18日から平成23年5月12日までの間の地滑りによる災害」、「平成22年10月18日から平成23年9月30日までの間の地滑りによる災害」、「9月20日から同月22日までの間の暴風雨（台風第15号）及び豪雨による災害」、「9月25日から同月28日までの間の豪雨による災害」、「11月1日及び同月2日の豪雨による災害」、「5月28日から同月30日までの間の暴風雨（台風第2号）及び豪雨による災害」、「7月17日から同月20日までの間の暴風雨（台風第6号）による災害」の7災害が平成24年3月14日政令第48号をもって指定（「7月17日から同月20日までの間の暴風雨（台風第6号）による災害」については、平成23年8月17日政令第262号により指定されたが、その後、農地等の災害復旧事業等に係る特別措置が追加されたため、一旦これを廃止し、平成24年3月14日政令第48号をもって改めて指定したものである。）されるとともに、「平成12年から平成22年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害」の災害期間が平成24年3月14日政令第44号をもって「平成23年」までに延長された。

なお、平成23年災害に係る特定地方公共団体は、平成24年3月14日付けで文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省の共同告示第1号により1県60市町村が指定された（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体を除く）。

○ 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日
中央防災会議決定
最終改正 平成21年3月10日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0・5%を越える災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0・2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

（1） 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える都道府県が1以上あること。

（2） 1の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入

の総額の５％を超える都道府県が１以上あること。

２～８ （省略）

９ 法第２４条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第２章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第５条の措置が適用される災害について適用する。

１０ 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

平成２１年３月１０日改正の指定基準は、平成２１年１０月１日以後に発生した災害について適用。

○ 局地激甚災害指定基準（国土交通省関係抜粋）

昭和４３年１１月２２日
中央防災会議決定
最終改正 平成２３年１月１３日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号。以下「法」という。）第２条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和３７年１２月７日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和３７年１２月７日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第２章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第２４条第１項、第３項及び第４項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第５条、第６条及び第２４条第２項から第４項までの措置（省略）、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第１１条の２の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第１２条及び第１３条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第３条第１項第１号及び第３号から第１４号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が１以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の５０％を超える市町村（当該査定事業費の額が１千万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が５０億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が２億５千万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の２０％を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が５０億円を超え、かつ、１００億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の２０％に当該標準税収入から５０億円を控除した額の６０％を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね１０未満のものを除く。）

（２）～（４） 省略

なお、この指定基準は、平成２２年１月１日以後に発生した災害について適用する。